



川上郁雄編

公共日本語教育学  
社会をつくる日本語教育

くろしお出版、2017年発行、251p.

ISBN : 978-4-87424-733-4

谷部 弘子

1. 「公共」と「公益」

早稲田大学は、およそ 4800 人の留学生を抱える、日本国内で外国人留学生受入数が最も多い大学である<sup>1</sup>。その早稲田大学で日本語教育に携わる教員および修了生が「公共」という一つの概念の下に教育実践を持ち寄り本書が編纂されたことに、そのような日本語教育空間が構築されていることそのものに、同じく大学機関で日本語教育に携わる一人の教員として、まずは素直に敬意を表したい。

「公共日本語教育」という概念については、早稲田大学大学院日本語教育研究科設立 15 周年記念事業として開催された 2015 年 9 月の「日本語教育研究科設立 15 年記念シンポジウム」(公共日本語教育学の構築は可能か)、および 2016 年 4 月から 11 月にかけての「講演会シリーズ」においてさまざまに議論されており、2016 年の講演内容が本書の第 1 部として収録されている。講演は、人類学の山下晋司氏、政治学の齋藤純一氏、教育学の石黒広昭氏、社会言語学のイヨンスク氏・平高史也氏の 5 氏によるものである。それぞれの学問領域における「公共」の概念が過去・現在の社会背景とどのように関係して取り上げられているか、「公共」「公共性」という観点から言語および言語教育・言語学習をどのようにとらえるべきかなど、わかりやすい解説や問いかけがなされており、いずれも筆者にとっては刺激的な論考であった。

日本語教育は、過去においてもまた現在においても、政治・経済・社会的な状況と密接なつながりを持って、その方法や領域を拡げ、発展させてきた。したがって、「社会」や「公」ということばとは、本来非常に親和性が高い。それだけに、社会への貢献、社会への還元といったとき、「社会」「公」をどう捉え、どのような距離感をもって並走するのか、「公共」の一側面でもある公的権力とどのような距離感をもって日々の実践や研究を行っていくのかは、日本語教育の現場に立つ者であれば多かれ少なかれ直面してきた問題ではないだろうか。

石黒氏の「「公益性」と「公共性」をセットで考えてみると、「公益性」に基づいた教育への公的投資という発想は、実は危ないところにいきつく可能性がある」(p.47) という指

摘は、現在の私たちが置かれている大学の状況を考えてみても非常に納得のいく警鐘である。大学という「公的」機関で（日本語）教育に携わる身として、さまざまな対立構造・権力構造の中に置かれていることを、近年とみに実感している。とくに、筆者の所属する大学は教員養成系大学であるため、「国」「官」による教育政策の変更は組織やカリキュラムの改変に直結する。「道徳」の教科化や選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことによる主権者教育と教員の中立性の問題など、教育の場での自由と多様性が脅かされるのではないかという懸念を感じる人が多い中、教員を目指す学生に対し、日本語教育に携わる者の立場から何をどのように発信し問題意識を共有していけるか、試行錯誤している身としては、「公共性」に対して「公益性」という概念を立てることが大事だ」という石黒氏の論や「すべての個人を「平等な者として尊重する」(treatment as an equal)という規範。その制約の下で、「公共的利益、公共善」を実現していく」という齋藤氏の「公共の福祉」論は、自分自身の立ち位置を考える上で支えとなることばとして響いた。学問の社会還元はもちろん重要であるが、「国家」に代表される公的権力との関係は、「公益」を強制する側にもされる側にもなりうる教育に携わるものとして心しておかなければならないこととあらためて考える。

編者である川上は、序文において「ここで日本語教育学の公共性というときの「公共性」とは、「公共事業」「公共政策」といった国レベルの行政の〈公益〉の意味ではなく、社会のあり方、人のあり方、そして社会とことば、人とことばを考えたときの言語教育としての日本語教育の視点をいう、と述べている。求められるものに応じるという姿勢ではなく、私たちには、実践者、当事者として、いかに公的なものに対峙していくか、という姿勢が求められている、ということであろう。

## 2. 「公共」と個人

第1部は、「公共」が持つさまざまな意味を提示し、日本語教育に携わる我々の姿勢、あり方をやや抽象的な論の中で考えさせるものであった。第2部の実践編では、これまでの教育実践を「公共」の視点から捉え直す試みとして、それぞれの現場での教員・学生の具体的な実践が示されている。その中で、私自身の関心からではあるが、とくに第7章「歴史の中で考える」、第10章「専門性から考える」の論考が興味深かった。ここでは、第10章を取り上げて、その「公共性」を考えたい。「公共日本語教育学」の「よりよい社会を考え、日本語学習・日本語教育の実践を日本語使用者とともに協働的に創っていくことを通じて、日本語使用者とともに「人とことばと社会」のあり方、そして21世紀に生きる人の生き方を構想していく学」(p.245: 第3部第12章)という側面である。「協働」ははじめ「ともに」や「よりそう」といったことをことばだけでなく双方にとって実りあるものとしていくのは決して容易ではないが、第10章の三つの実践には、いずれも第1部の伊氏の「日本語教育は誰のためのものか?」という問いかけに応えるヒントが示されている。

第10章第1節「成熟した「ことばの使い手」になる」は、大学院生による実践研究として開講された「わたしのほんご」プロジェクト1-2についての論考で、プロジェクトの参加者が「ことばの使い手」と「ことばの教え手」の乖離に気づく具体的な場面を示

し、「日本語教育を「公共性」の概念で捉え直し、「教室」や「日本語」をこの枠組みから開放すると、「日本語教師」と「日本語学習者」は「ことばの使い手」として対等な関係に立つようになる」と述べている。「日本語教師」に求められる専門性は「成熟した「ことばの使い手」ではないかと述べている。筆者自身は、教室内の「教師」対「学習者」という構図を全面的に否定するものではないが、日本語学習者はいつまで「学習者」かと言えば、「学習者」から「使用者」へという一方向の歩みをするものではないことは、教室外の学生の実際の言語行動を観察してみれば明瞭である。教える側にとっての日本語との関係も同様ということだろう。

また、海外の日本語教育現場ではとかく「日本語母語話者」対「非母語話者」という構図が問題になるが、「言語・文化・価値観が共有されない空間において、他者とともに生きるためには、公共的空間、つまり誰でもない地平から、私とあなたの関係性をことばと行動を通して見出し作っていくしか」ない (p.213) という第2節「海外の現場で「公共性」を担う」の記述も、「すべての個人を「平等な者として尊重する」という「公共」の基層につながるものだろう。一方で、海外の日本語教育の現場には、日本語の「普及促進」という政策的な立ち位置がある。そこでは、「日本語人材」は日本にとっての貴重な資産<sup>2</sup>であり、「私とあなたの関係性」とは対極にある学習者のとらえ方がなされているわけだが、公的機関からの派遣専門家という立場にあった筆者の論だけに、「公共性」を担うという意味は大きい。

第3節「自立した書き手」を育てる」では、大学のライティング・センターでの事例が取り上げられている。「書き手のオーナーシップを護る」という基本姿勢のもとにチューター（大学院生）が対話を軸とした文章作成支援を行う、というものである。規模の大小はあれ、このような文章作成支援の取り組みそのものを実施している機関は少なくないと思うが、適切な支援の実現のために、チューターと書き手の専門をあえて異なるようにしている点、チューター育成が持続的に機能していく仕組みが考えられている点に、いかに関係性を築いていくかという、第1節、第2節につながる姿勢が感じられた。

### 3. 「公共」と開かれた場

第3部「公共日本語教育学の構築に向けて」では、2章にわたって、日本語教育学における「公共性」や「公共日本語教育学」の意義と可能性について論点整理がなされている。第2部の各章では、それぞれの論考の筆者が「公共性」をどうとらえ定義しているのか必ずしも明確にされていないので、むしろ、第3部を読んだ上で第2部に入ったほうが、それぞれの実践事例と「公共性」との関係が理解しやすいかもしれない。しかし、第3部を読んだ上で、さらに第2部の各章を読みなおしてみると、第2部の各章で言及されている「公共」「公共性」には、第1部および第3部との関連でみて、とらえ方に隔たりという違和感を感じるものがある。

例えば、第9章では「公共的に「開かれた学びの場」という観点から実践の意義が論じられている。インターネットの普及により物理的な空間や時間の制約が驚くほどに解けたことはその通りであり、さまざまな言語教育の素材や方法が広く一般に公開される、と

いうことはたいへん意義のあることであるが、本書の主眼からすると「公共性」のとらえ方にややズレがあるように感じる。確かに、第3部第11章「日本語教育学における「公共性」を考える」では、齋藤（2000）において「一般に「公共性」という言葉が用いられる際の主要な意味合い」の一つとして「誰に対しても開かれている（open）という意味」があげられていることを引用した上で、「公共性」を考える5つの観点の一つとして、「(ウ) 開放性（だれに対しても開かれているものとして）」をあげている。しかし、「日本語を「主体の行為」として捉えたとき」、その「開放性」は、「だれが「主体」であっても日本語は「行為として成立する」という点、だれもが「日本語でコミュニケーションをする主体」としては平等であるという点が見えてくる（p.227：第11章）ものである。つまり、ここで「公共日本語教育」が掲げる「開放性」は、「すべての個人を「平等な者として尊重する」」を基層とした観点である、と言える。いつでもどこでもアクセス可能な「大規模性」や「無償」を掲げた「公共的に「開かれた学びの場」」というのは、第1部、第3部で論じてきた「公共」の概念とはやや異なるのではないだろうか。

最後に、本書の実践事例を読んでいて、脳裏に浮かんだドキュメンタリー映画がある。『まなぶ 通信制中学 60年の空白を超えて』<sup>3</sup>である。映画の舞台は東京都にある中学校の通信教育課程。それぞれの事情があつて義務教育を受けられなかった高齢の「生徒」たちが、毎月2回の面接授業でまなぶ様子が描かれている。毎月2回ともに学ぶクラスメートは年によって5、6人のときもあれば、たった2人のときもある。教室での「生徒」同士のやりとりや学習内容をめぐる教師との深い学びにつながるやりとり、自分自身の人生を振り返っての何気ない語りから、「まなぶ」ということ、ことばを獲得するということがどういうことか、強く心うたれるものがあつた。他者からの自らの「個人の尊厳」があつて初めて、自分自身を受け入れることができ、他者とのより円滑な関係が築けるようになり、「公共」の場が生まれる。日本語教育の現場においても、こうした一人一人の学びが実現している情景が数多く見られることを願う。

## 注

- 1 平成28年5月1日現在：4,767人  
出典：独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）平成29年3月>平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果>外国人留学生受入数の多い大学  
([http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl\\_student\\_e/2016/ref16\\_02.html](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2016/ref16_02.html))
- 2 海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会（2013：1）
- 3 太田直子監督作品（2017）

## 参考文献

- 海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会（2013）『海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会 最終報告書』  
齋藤純一（2000）『公共性』岩波書店

（やべ ひろこ 東京学芸大学留学生センター）